

京都市醍醐和光寮条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第179号

京都市醍醐和光寮条例施行規則の一部を改正する規則

京都市醍醐和光寮条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「京都市醍醐和光寮条例」の右に「（以下「条例」という。）」を加え、「一」を「いずれか」に改める。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第2条 条例第5条第2項第2号に規定する別に定める額は、知的障害者福祉法施行令第7条の5第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)